

令和元年度 経営管理実施権配分計画（大淵・内山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和2年 3月26日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配O-1		経営管理実施権の設定を受ける者(丙)				(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝				(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地			
			経営管理実施権を設定する市町村(乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)				
1	富士市大淵	13817-2	25	ろ38	山林	0.06	ヒノキ	67	2020.4.1	5年 (2025.3.31)	<p>経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</p> <p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込によりおこなう。</p>	
2	富士市大淵	13815-1	25	ろ38	山林	0.33	ヒノキ	67	同上	同上				
3	富士市大淵	13817-1	25	ろ35-2ほか	山林	0.58	ヒノキ	73	同上	同上				
4	富士市大淵	13817-4	25	ろ35-2ほか	山林	0.81	ヒノキ	73	同上	同上				
5	富士市大淵	13819-4	25	ろ36	山林	-	ヒノキ	61	同上	同上				
6	富士市大淵	13818-2	25	ろ36	山林	-	ヒノキ	61	同上	同上				
7	富士市大淵	13818-1	25	ろ36	山林	0.50	ヒノキ	61	同上	同上				
8	富士市大淵	13746	25	ろ1	山林	0.04	ヒノキ	67	同上	同上				
9	富士市大淵	13747	25	ろ1	山林	0.04	ヒノキ	67	同上	同上				
10	富士市大淵	13745	25	ろ1	山林	0.06	ヒノキ	67	同上	同上				
11	富士市大淵	13813	25	ろ44	山林	0.29	ヒノキ	81	同上	同上				
12	富士市大淵	10706	24	ろ38	山林	0.12	ヒノキ	54	同上	同上				
13	富士市大淵	10707-1	24	ろ38	山林	0.27	ヒノキ	54	同上	同上				
14	富士市大淵	13816-2	25	ろ39	山林	0.06	ヒノキ	46	同上	同上				
15	富士市大淵	13816-1	25	ろ39	山林	0.17	ヒノキ	46	同上	同上				
16	富士市大淵	13777	25	ろ35-1	山林	0.02	ヒノキ	78	同上	同上				
17	富士市大淵	13790	25	ろ31	山林	0.05	ヒノキ	83	同上	同上				
18	富士市大淵	13795	25	ろ33-2	山林	0.07	ヒノキ	68	同上	同上				
19	富士市大淵	13791	25	ろ32	山林	0.08	ヒノキ	78	同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市大淵	13817-2	25	ろ38	山林	0.06	ヒノキ	67			0-01-1
2	富士市大淵	13815-1	25	ろ38	山林	0.33	ヒノキ	67			0-01-1
3	富士市大淵	13817-1	25	ろ35-2(ほか)	山林	0.58	ヒノキ	73			0-01-2
4	富士市大淵	13817-4	25	ろ35-2(ほか)	山林	0.81	ヒノキ	73			0-01-2
5	富士市大淵	13819-4	25	ろ36	山林	-	ヒノキ	61			0-03
6	富士市大淵	13818-2	25	ろ36	山林	-	ヒノキ	61			0-03
7	富士市大淵	13818-1	25	ろ36	山林	0.50	ヒノキ	61			0-03
8	富士市大淵	13746	25	ろ1	山林	0.04	ヒノキ	67			0-04
9	富士市大淵	13747	25	ろ1	山林	0.04	ヒノキ	67			0-04
10	富士市大淵	13745	25	ろ1	山林	0.06	ヒノキ	67			0-04
11	富士市大淵	13813	25	ろ44	山林	0.29	ヒノキ	81			0-05
12	富士市大淵	10706	24	ろ38	山林	0.12	ヒノキ	54			0-08
13	富士市大淵	10707-1	24	ろ38	山林	0.27	ヒノキ	54			0-08
14	富士市大淵	13816-2	25	ろ39	山林	0.06	ヒノキ	46			0-09
15	富士市大淵	13816-1	25	ろ39	山林	0.17	ヒノキ	46			0-09
16	富士市大淵	13777	25	ろ35-1	山林	0.02	ヒノキ	78			0-10
17	富士市大淵	13790	25	ろ31	山林	0.05	ヒノキ	83			0-10
18	富士市大淵	13795	25	ろ33-2	山林	0.07	ヒノキ	68			0-10
19	富士市大淵	13791	25	ろ32	山林	0.08	ヒノキ	78			0-10

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配O-1		経営管理実施権の設定を受ける者(丙)				(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝				(所在地) 静岡県富士市大淵6979-5番地			
			経営管理実施権を設定する市町村(乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 (終期) (B)				
20	富士市大淵	13778	25	ろ35-1	山林	0.10	ヒノキ	78	同上	同上	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込によりおこなう。 		
21	富士市大淵	13779	25	ろ35-1	山林	0.11	ヒノキ	78	同上	同上				
22	富士市大淵	13789	25	ろ56	山林	0.14	ヒノキ	48	同上	同上				
23	富士市大淵	13760	25	ろ56	山林	0.24	ヒノキ	48	同上	同上				
24	富士市大淵	13793	25	ろ32-1	山林	0.25	ヒノキ	78	同上	同上				
25	富士市大淵	13794	25	ろ33-2	山林	0.46	ヒノキ	68	同上	同上				
26	富士市大淵	13719	25	ろ56	山林	0.57	ヒノキ	48	同上	同上				
27	富士市大淵	13776	25	ろ35-1	山林	0.82	ヒノキ	78	同上	同上				
28	富士市大淵	13792	25	ろ56	山林	0.94	ヒノキ	48	同上	同上				
29	富士市大淵	13796	25	ろ35-1	山林	2.27	ヒノキ	78	同上	同上				
30	富士市大淵	13761	25	ろ56ほか	山林	6.66	ヒノキ	48	同上	同上				
31	富士市大淵	10757	24	い42	山林	0.07	ヒノキ	67	同上	同上				
32	富士市大淵	10758	24	い42	山林	0.07	ヒノキ	67	同上	同上				
33	富士市大淵	10756	24	い42	山林	0.24	ヒノキ	67	同上	同上				
34	富士市大淵	10718	24	ろ44	山林	0.57	ヒノキ	55	同上	同上				

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

(2) 森林施業による測定の実施

① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測定を実施するものとする。

② 丙は、測定を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

(3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

(4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなく（3）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額(D)が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。

② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。

② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。